

高等学校家庭科の新しい単元「金融教育」に関する研究 (1)
教材開発と授業実践の計画について

Research on "Financial Education", a New Unit in High School Home Economics (1)
— About Teaching Material Development and Lesson Practice Planning —

○西川 美樹*
Miki NISHIKAWA

芦屋大学大学院 教育学研究科 M1*
Ashiya University Graduate School of Education M1*

藤本 光司**
Koji FUJIMOTO

芦屋大学大学院**
Ashiya University Graduate School**

あらまし

高等学校学習指導要領が改訂され、2022（令和4）年度より実施が始まった。筆者らは、家庭科領域の「C：持続可能な消費生活・環境」に加えられた金融教育に着目し、4時間程度で実施できる教材開発を検討している。本研究を通して、指導する教員の教材への不安や金融リテラシーの向上を図り、高等学校のみならず、社会人も含めた若者への切れ目ない消費教育の発展をめざしたいと考えている。本稿では、ワークブック作成や今後の授業実践に関する計画を報告したい。

キーワード： 高等学校、家庭科、消費教育、金融教育 金融リテラシー

1. はじめに

高等学校学習指導要領が改訂され、2022（令和4）年度より本格的に実施されている。高等学校学習指導要領解説（H30年）^[1]によると、家庭基礎の内容が「A：人の人生と家族・家庭及び福祉」「B：衣食住の生活と自立と設計」「C：持続可能な消費生活・環境」「D：ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の4つの領域に整理された。

筆者は、家庭科の家庭総合と公民科の公共に追加された「金融教育」の項目に着目した。これら金融教育の歴史を遡ると、2002年に文科省における金融経済教育の一層の促進を要求したところ始まり、時代とともに改定され現在に至っている。

丸山桂^[2]は、「金融リテラシーの教育はまだ研究途上にあり、金融教育の効果は長期的なスパンで見る必要があることや金融リテラシーの定義や測度、測定方法が研究者間で統一されていない」と指摘している。一方、家庭科の授業時数は、学習指導要領の改定前と授業時数の変化がないが指導学年の配置が変更されている。その背景として、成人法改定（2021）により成人が20歳から18歳に引き下げられたことをうけ、3年生必修（週2又は4時間）から1年生必修（週2又は4時間）に改定されている。

このような事から、教育現場での戸惑いや新しい単元指導への不安を抱えている感を聴くことが多くなっ

た。開隆堂^[3]の家庭科教科書の消費教育の領域においては、専門的な知識を必要とする投資運用、保険関係、仮想通貨などの内容が新しく掲載されている。田中^[4]は「これらは社会の中で自然に習得できるものではなく、教育の必要性が示唆される(2014)」と述べている。

2. 研究の目的

高等学校家庭科の金融教育に関する指導法や教材開発を中心に整理すること。特に、これまで実践されてきた悪質商法、買い物の方法、クレジットカードの利用法などの消費者教育的な側面に加え、Pay Payなどのオンライン決済やインターネットがWeb3.0にシフトしてブロックチェーンシステムが導入されれば仮想通貨がさらに広がる可能性がある。以上のように、金融の世界が時代とともに刻々と変化している。本研究では、このような実情にマッチした教材を提案して家庭科教育のさらなる発展に寄与したいと考えた。

3. 消費教育の歴史

消費教育においては、S31,32年より、家庭経営・家庭経済の項目は存在し、H21年消費者庁の発足とともに、消費教育と名前を変換された。

小学校の学習指導要領においては、H20より消費教育独立領域に、H29年の改定で以下が追加買い物の仕

組み、売買契約の基礎、物や金銭の使い方と買い物における消費の役割が追加、中学校学習指導要領には H20 年より消費生活が独立領域になり H29 年度の改訂でクレジットなどの三者間契約・消費者被害の背景とその対応について理解し自立した消費者とし、責任ある消費行動を考え工夫する事と追記。高等学校学習指導要領では H 元年より消費生活が独立領域になり、現在に至る。

4. 消費者教育に関する 4 庁のモデル

成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、R3 年 3 月に「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンを同会議で定め、アクションプログラムの内容も取り込んで重層的に取組を実施してきた。成年年齢引下げ後の 2022 年度以降は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない対応へと進展させた。若年者における消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係 4 省庁（消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁）が連携して消費者教育の取組を推進していくため、アクションプログラムに代え 2022 年度以降は、今後 3 年間の「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針―消費者教育の実践・定着プラン―」を下記の①～③に各省庁で定められた。

① 文科省

- ・高等学校等における消費者教育の推進
- ・学習指導要領における趣旨の周知・徹底

② 消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁

- ・実践的な消費者教育等の推進
- ・実践的な教材や啓発資料

③ 文部科学省・消費者庁・金融庁

- ・消費者教育コーディネーターの配置促進
- ・活動の底上げ
- ・教員の養成・研修の推進
 - 教職課程における消費者教育の内容の充実
 - 現職教員に対する研修等の充実

以上を実践的な取組の推進・環境整備として行っている。（若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議決定 2022 年 3 月）
これらをもとに実践的な教材開発を行う。

5. 授業実践の計画

上記で述べたワークブックについて、下記の要綱で授業実践を計画している。

日 時：2023 年 9 月～11 月

対象校：芦屋市内の附属 A 高等学校

対 象：高校 1 年生 6 クラス 200 名

内 容：消費教育(金融)の授業で実践する。

調査方法：

- (1)教員：今までの授業と比べスムーズに授業が進められたか、知識理解を深めることができたか等のアンケート調査を行い教員の知識への不安を取除く。
- (2)生徒：金融教育への興味の変化、ワークブックの見やすさ、今後授業外でも活用していきたいか、などのアンケート調査を行い、金融教育への意欲や興味、金融リテラシーの向上が図れたかを検証する。

6. おわりに

金融庁や銀行・保険会社が取り組む金融教育の資料を収集し、公民科（公共）や探求の時間における金融教育の指導内容や教材を調査する。

教育現場での金融教育に対する意識調査を実施する。金融リテラシーの確立を目的とした授業用ワークブックや教材を作成、それと共にアンケートを作成、教育現場において授業実践を試みて提案した教材の有用性を検証する。

引用・参考文献

- [1] 文部科学省 高等学校学習指導要領解説家庭科編、平成 30 年告示
- [2] 丸山桂、「子どもの金融リテラシーのジェンダーギャップに関する実証分析」、生活経済学研究第 55 巻 p 159-178、2022
- [3] 高等家庭科教科書 家庭科基礎 総合、開隆堂出版、令和 4 年版
- [4] 田中由美子、「消費者・金融教育の実践的教育内容の検討 ―高校生、保護者の意識調査の比較及び保護者の要望より―」、日本消費教育学会 第 34 巻、pp165-174、2014